

# 軍事研究への応募が急増

## 2024年度「安全保障技術研究推進制度」の応募・採択結果

池内 了 名古屋大学名誉教授

防衛装備庁から今年度の「安全保障技術研究推進制度」（以下「安保推進制度」と呼ぶ）の応募・採択結果が8月29日に発表された。

<https://www.mod.go.jp/atla/funding/kadai/r06kadai.pdf>

この結果を見て、私たちが憂慮すべき最大の問題は応募総数が急増したことである。日本の安全保障戦略に基づく軍事化路線が軍事研究の拡大としても現れていると言わなければならない。ま

し、研究機関や企業からの応募もほぼ倍増していること、つまり日本の技術研究がこぞって軍事化の道を歩みつつあることを、より深刻に考えねばならないのかもしれない。そして、「今年度のタイプ別採択数」（下図）を見れば、明らかにバイアスがかかっていることがわかる。

防衛装備庁は、大学の応募数が増えたことを歓迎し、さらに今後の応募を奨励するかのよう、大学の採択率（8 / 44 ≒ 18%）を最高にして、

研究機関は16%、企業は7.7%に抑えているのだ。タイプ別でも（タイプS）を4件（九州工大、筑波大、兵庫県大、北海道大）、（タイプA）を4件（熊本大、玉川大、東海大、北海道大）と大学に大盤振る舞いしている。

初めて採択された大学は九

州工大・兵庫県大・東海大で、他の5大学は複数回の採択であり、常連化の道を歩みつつある。

年度	大学		研究機関		企業		総計	
	応募数	採択数	応募数	採択数	応募数	採択数	応募数	採択数
2024年度	44	8	55	9	104	8	203	25
2023年度	23	5	27	8	69	10	119	23
2022年度	11	1	36	13	55	10	102	24
2021年度	12	5	30	5	49	13	91	23
2020年度	9	2	40	10	71	9	120	21

ず「過去5年間の公募結果」を見よう。

採択数は予算額が毎年100～110億円程度であることから、そう大きな変動はない。注目すべきなのは、応募数が漸増状態であった状態から、大学、研究機関、企業とも、こぞって一気に二倍近くに増加していることだ。軍学共同反対連絡会としては、大学からの応募が10件前後であった状態から、この2年間で倍々で増えていることを第一に深刻に捉えねばならない。しか

大学			研究機関			企業			小計			総計
S	A	C	S	A	C	S	A	C	S	A	C	S+A+C
4	4	0	0	4	5	5	2	1	9	10	6	25

S：大規模研究課題 最大5年で20億円

A：小規模研究課題 最大年5200万円 最大3年間

C：小規模研究課題 最大年1300万円 最大3年間

目立つのは、北海道大学が昨年の(タイプS) 1件に引き続いて今年は(タイプS) 1件と(タイプA) 1件が採択され、熊本大学が昨年(タイプS) 1件と(タイプA) 1件であったのが、今年は(タイプA) 1件採択されている。いずれも昨年私たちが出した公開質問状に対し、「軍事防衛を所管とする機関(防衛省)等との研究(応募等)の取り扱い」を議論する審査会を設け、そこで「軍事的利用に限定した(限定される)研究は実施しない」と決め、それに抵触しないとの結論を得たので応募した、との回答をしていた。この審査会の回答をあたかも関所手形のようにして、今年も応募したのだろう。防衛装備庁は、北海道大学と熊本大学が採った戦術を高く評価し、論功行賞として今年も採択したとののではないかと想像される。というのは、両大学の成功を見て他大学も欺瞞的な審査会方式を真似するようになり、今後応募が増えていくと期待できるからだ。

### 採択課題の特徴

実は、最初大規模研究(タイプS)の採択課題を見たときギョツとした。トップに九州工大の「水中ロボットの協調行動を実現する広域海中電波通信の研究」、続いて筑波大学の「浅海域でのロボット遠隔操縦に向けた超音速測位システムの開発」と並んでいるからだ。いずれも海中ロボットの遠隔操縦のための水中通信技術の開発である。空中を飛翔するドローンは多大な防衛予算を獲得して本格的開発に移ったから、次は水中ドローン(ロボット)に力を入れていると推測される。実際、2022年に(タイプS)「水中自立移動体の位置推定」(ベンチャー・いであ社)や(タイプC)「魚型ロボットの開発」(ベンチャー・テムザック社)、2023年には(タイプC)「水中音響通信の研究」(北見工大)を採択しており、海洋での装備品開発に力を入れているからだ。海洋状況把握(MDA)は宇宙状況把握(SSA)と並んで米日軍事共同体制における重要な安全保障ターゲットなのである。

続いて気になったのは、医学(人体や脳反応)に関連したテーマがいくつも採択されていることだ。それらは、(タイプS)「病原体の高感度検出法の迅速開発」(ベンチャー・ダナフォーム社)と「アナ

ログ型脳の動作原理模倣回路の研究」(東芝)、(タイプA)「皮質脳波と神経活動の3次元計測による神経情報処理の理解」(玉川大)と「爆風による外傷性脳損傷の解析」(東海大)、(タイプC)「人体運動による微弱・微小変位を検出する素材の開発」

(物材機構)と「人間の五感の嗜好を模倣するデジタルツインの作成」(ベンチャー・アラヤ社)と多彩である。いずれも非常に微妙な人体や脳の反応の検出を目的とするもので、直接的には微弱信号を補足するデジタル装置の開発という工学的な研究だが、対象が人間であることが売り筋である。戦争は何万という兵士を動員するもので、兵士の体や脳に生ずる損傷を検出するのに役立てようというわけだ。

初めて目にするのが(タイプA)「量子通信に必要な量子もつれの評価に不可欠な量子相関の取得」と題するもので、これまで「量子もつれ」は理論的研究が先行していたのだが、いよいよ長距離通信に応用しようという研究である。むろん、戦場では傍受されない秘密通信を必須としており、それに最適な量子もつれ現象に目を付けたのだろう。

上に挙げなかった大学の採択課題は、(タイプS)の「高強度ナノヘテロ合金粉末の開発」(兵庫県大)と「高周波ダイヤモンド半導体デバイスの基礎研究」(北海道大学)、(タイプA)の「揮発性有毒ガスの高感度迅速検知センサの開発」(熊本大学)である。いずれも新素材やデバイスの開発であり、日常研究の軍事的応用を目指していると言えよう。もう一つの(タイプA)「ハイブリッドキックモーターによる軌道変換用ロケットの開発」(北海道大学)は、燃料と酸化剤に液体と固体を組み合わせ、どのような大きさの宇宙機でも同じ加速性能を実現するという売り込みである。本来はJAXAにおける基礎開発として取りあげるべき課題であろう。ただし安全・安価・低毒性・推力制御と再点火可能・長時間の燃焼時間やミッション期間でも高軌道変換能力維持すると「いいことづくめ」で、本当に可能かなと疑問を持ってしまう。

### 本年度の採択のその他の特徴

研究機関(研究開発法人)からの応募が55件と過去最高になり、今回は(タイプA)で産総研が2

件、物材機構が2件、(タイプC)で情報通信機構が1件、物材機構が3件、量子科学技術機構1件、が採択されている。(タイプS)と(タイプA)の大学への割り当てが多かったので割を食った感がある。研究開発法人からの採択はこれまで多くの実績があって「常習化」しており、少しくらい辛抱させても心配ないと装備庁は判断したのかもしれない。

物材機構は、今回の5件を含めて、これまでの累計が29件となって完全に「麻薬化」しており、「安保技術推進制度」による軍事研究を行うことから抜けられなくなっていることがわかる。というより、依存症となっていると言ったべきだろう。それこそ防衛省の狙いなのである。

さらに産総研が本年を加えて累計で5件、量子科学技術機構が3件、情報通信機構が2件となっており、昨年までの実績で航空宇宙研11件、理研6件、海上港湾交通5件、海洋開発研4件であることを考え合わせると、研究開発法人は既に「安保技術推進制度」を重要な資金源としており、積極的応募していることは確かである。「軍事研究請負法人」というわけだ。大学とは違って学生やその保護者の目がなく、研究至上主義となって「科学技術が進歩するなら軍事研究だってかまわない」と考えているのではないか。

一方、企業からの応募が104件と三桁になって、これも過去最高なのだが、採択数が大学と同じ8件に過ぎないのが目立つ。そして、今年度の採択がベンチャー企業に偏っていることも異例である。何しろ採択8件のうち6件がベンチャーであるからだ。内訳を見ると、(タイプS)では5件が企業からの採択だが、東芝と電力中研以外の3件はダナフォーム、ファインセラミックス(累計で7件目)、プリファード・ネットワークスであり、(タイプA)の2件はアーカイルス社とLQUOM社、(タイプC)はアラヤ社と、いずれもベンチャー企業で、その多くがデジタル技術の開発を売り物にした初めての採択である。従来は、日本を代表する大企業である日立や富士通やパナソニックや三菱重工などが採択されていたが、今年は東芝(累計で5件目)以外、採択に顔を出していない。果たして、膨れ上がる軍拡予算で大企業はそちらに群

がっており、「安保技術推進制度」への応募が少なくなったのだろうか？私は、企業は貪欲だからそれは考えにくく、大学や公的研究機関との分担研究が比較的多く、小回りが利くベンチャーからの提案が優遇されたのではないかと思っている。この制度は開発型であり、ベンチャーが得意とする分野でもあるためだろう。

## 今後の私たちの運動について

正直言って、日本の軍事大国化路線、膨れ上がる防衛予算、そして軍事研究への多数の応募、という状況を見れば力が抜け「日本はもうお終いだね」と言いたくなる。しかし、それでも私たちは自分たちが求める社会とは異なるとの「異議申し立て」は続けねばならない。大政翼賛に同意しない人間がおり、そのような人間が抵抗した証を残しておきたいと思うのだ。

だから、今回の「安保技術推進事業」の応募・採択結果を見て、「軍学共同反対連絡会」として成すべきことは、やはり採択された大学(九州工大、筑波大、兵庫県大、北海道大、熊本大、玉川大、東海大)に対して昨年と同様な質問状を発し、その回答を公開して全国の人々に知らせることではないか。北海道大学と熊本大学は昨年、玉川大学は2020年、筑波大は2019年に、それぞれ質問状を発して回答を得ているが、何度も同じことを繰り返せばいいのである。これまで応募大学は「軍事目的ではない基礎研究である」と強弁してきた。だが今回採択された九州工大や筑波大の研究は、今、防衛省が最優先で開発しようとしている水中ドローンに直結する(p.8 コラム参照)。どの研究も最先端兵器開発の中に位置づけられている。それを承知で応募した大学がどのような口実を使ったのかを記しておくことには歴史的意味があり、その詭弁を暴くことで、他の大学・研究者が追従しないよう訴えることも軍学共同反対連絡会の仕事である。

44件もの応募があったが、それでも応募しない大学・研究者が大多数である。戦争への道を通る日本の現状に危機感を抱き、研究費不足でも軍事費には手を出さないという矜持を守る研究者と市民が共同し、この流れを止めていきたい。

# 大軍拡政策の隠れた要

## —SC 制度の運用基準作りスタート（1）

井原 聰 東北大学名誉教授

はじめに

1. 「諮問会議」と秘密会の設置等
  2. 今後の主な論点と注意点
- 以上、（1） ---
3. 「適性評価」問題
  4. 米国追従の大軍拡政策の隠れた要
- おわりに
- 以上、次号（2） ---

### はじめに

本（2024）年5月に成立した「重要経済安全保障情報の保護及び活用に関する法律」（以下、「経済安保秘密法」）の適正な運用のためと称して、政府は6月10日に「有識者会議」ではなく「重要経済安保情報保護活用諮問会議」を設置した。

この「経済安保秘密法」とは、かつて「スパイ防止法」の代わりに、市民の猛反対を押し切って成立した日本版セキュリティクリアランス法（以下、SC法）である「特定秘密の保護に関する法律」（2013年12月10日、防衛、外交、特定有害活動〔核兵器、細菌兵器、ロケット製造など〕、テロの四分野に関わる情報が対象、以下「特秘法」）を経済分野にまで拡大した悪法である<sup>注1</sup>。SCとは「適性評価」の意で、政府の所有する

秘密の情報を漏洩するおそれがない者に対してアクセスを許可する資格を政府が付与する制度で「経済安保秘密法」の肝ともいべきもので、そのために行われる「適性検査」は、基本的人権の侵害、プライバシーを侵害する危険性が極めて大きいものである。法案審議中、「運用基準」については全く回答せず、法律成立後に有識者に諮って政府が決めるという有識者に諮る「諮問会議」が発

足したのである<sup>注2</sup>。

「諮問会議」は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べるとして、「ア 重要経済安保情報保護活用法第18条第2項及び第3項の規定に基づく意見、イ アに掲げるもののほか、重要経済安保情報保護活用法の適正な運用を図るために必要な意見」<sup>注3</sup>とある。ここでいう第18条は「政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定（行政機関の長が、事業者が適合事業者に該当すると認めることをいう…）に関し、統一的な運用を図るための基準を定める」というもので要するにそのために政府が用意した「運用基準」について意見を述べるのが任務なのである。

### 1. 「諮問会議」と秘密会の設置等

「諮問会議」のメンバーは表の通りである。

重要経済安保情報保護活用諮問会議 構成員

神橋 一彦	立教大学法学部 教授		
富田 珠代	日本労働組合総連合会 総合政策推進局総局長		※2
原 一郎	一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事	※1	※2
吉田 直人	株式会社 日経BP 代表取締役会長		
◎渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授	※1	※2

※1 経済安全保障法制に関する有識者会議構成員

※2 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議構成員

◎は座長

肩書は「重要経済安保情報保護活用諮問会議の開催について」（2024.6.26）より

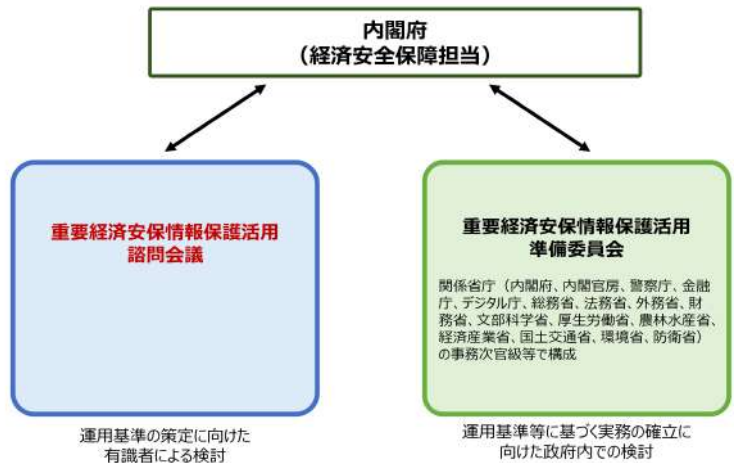
経団連の原氏がベンチャー企業以外の中小企業者の利益を配慮できるのか、連合の富田氏が労働者の不利益をいかに守るのか、それぞれの役割をどの程度果たせるのか注目したい。ベンチャービジネスの吉田氏、SC制度を推進してきた渡部氏の顔ぶれから事務局からの提案をまずはチェックしていくのであろう。第1回諮問会議（第2回諮問会議は7月31日）で配布された検討体制（次頁第1図参照）を見ると「諮問会議」と同列に並んだ

「重要経済安保情報保護活用準備委員会」(以下、「準備委員会」)がある。この「準備委員会」の構成はほとんどの省庁の事務次官で構成され、「運用基準」の実務の確立を政府内で検討するという。「準備委員会」が用意したおそらく長大な「運用基準」案を、たった5人の「諮問会議」に諮問し、5人がおそらく短時日のうちに検討を加え意見を述べる形なのであろう。有識者に諮って政府が決定するという形式はとっているものの、ほとんど政府の独壇場で「諮問会議」はお墨付きを与える組織とみられる。国会は元より、市民を蚊帳の外に置いた体制で、高市担当大臣は「年内をめどに策定することを目指したいと考えている<sup>注4</sup>」と述べた。

今一つ資料には「重要経済安保情報保護活用法の適正な運用を確保するための仕組み(イメージ)」図が掲載されている。第2図がそれである。

この図によると内閣総理大臣は毎年運用状況を「諮問会議」に報告し、「諮問会議」の意見を付して国会に運用状況を報告するとされている。これは「特秘法」の「情報保全諮問会議」に相当する仕組みである。国会へのルートはいま一つ国会が設

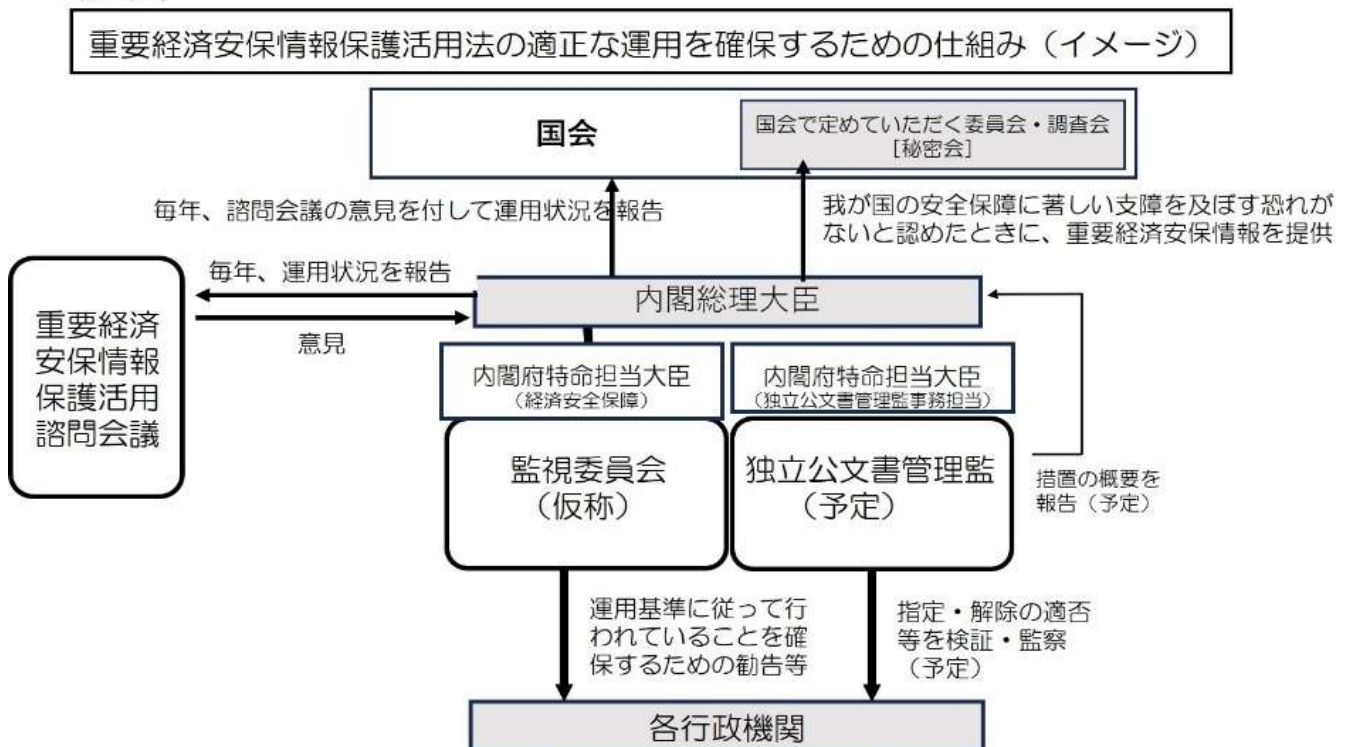
第1図 重要経済安保情報保護活用法の施行に向けた検討体制



「重要経済安保情報保護活用法の施行に向けた検討」資料3 2024.6.26より

置するであろう「秘密会」、「特秘法」でいう情報監視審査会が想定されている。しかし、現行の「情報監視審査会」の委員は政党の議員数の比率によって配分され定員は8人の秘密会である。調査には制限があり、勧告の権限はあるが強制力はない。また、「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼす恐れがないと認めるときに、重要経済安保情報を提供」し、「恐れがある」としたときは拒否理由の疎明、内閣声明を出し、拒否が可能となっており<sup>注5</sup>、独立した調査活動には制約が多い。多くは運用状

第2図



「重要経済安保情報保護活用法の施行に向けた検討」資料 2024.6.26 よりトレース

況の報告待ちといってもよい。SCが広範な市民に適用される可能性があり、その影響を考えると、独立した強い勧告権限のあるシステムが不可欠である。

この図を見ると、内閣総理大臣の指揮下で、運用基準に従って行われているかをチェックし、勧告等を行う「監視委員会（仮称）」の設置がみられる。これは「特秘法」の「内閣保全監視委員会」にあたる。委員の選任、委員会の構成などはおそらく「特秘法」にならない関係行政機関の長官、次官クラスで構成されるものになる。「内閣保全監視委員会」は「適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う」とあり、監視であっても監察機能はない。少なくとも指定・解除の適否を検証・監察する独立公文書管理監（予定）のように独立した組織が指定・解除、適性評価の実施の適否を検証・監察する組織が不可欠であるし、むしろ内閣府のこの分野の活動をこそ監察する独立したシステムが求められる。

## 2. 今後の主な論点と注意点

「重要経済安保情報保護活用法の施行に向けた検討」（第1回資料3）には今後の主な論点が掲載されている。筆者は、根本的には「特秘法」、「経済安保秘密保護法」の廃案を求めるものであるが、この二つの法の手足を縛り、実施を困難にする対応も必要と考える立場から、パブコメでは徹底的に批判することを念頭に置いて、「今後の主な論点」に沿って、第2回の審議状況および「適性評価に係る専門家意見の整理」（第2回資料3）をも踏まえて問題点を指摘する。8月29日に第3回「諮問会議」が開催された。「今後の主な論点」に沿って具体的な内容が提起され始めたので、その点については次回に言及することとする。

### 1) 「適性評価」について

基本的人権の尊重等では、「憲法14条を遵守するとともに、基本的人権を不当に侵害することのないようにする」とある。また「プライバシーの保護に十分に配慮する」、「思想、信条及び信教並び

に適法な政治活動、市民活動及び労働組合の活動について調査してはならない」、「漏らすおそれがあるかないかという観点での評価に過ぎず、その人の人格や業務遂行上の能力などを評価するものではない。そのため、人事評価のために適性評価の結果を利用等してはならない」「質問票に記入した個人情報などは、内閣府や行政機関のみが取り扱うものであって、本人の上司等その他の者が取り扱うことがないようにする必要<sup>注6)</sup>があるとしている。国会審議中に懸念された問題点が、基本的考え方として明示されたことは非常に重要である。「特秘法」では「憲法に規定する基本的人権を不当に侵害することのないようにすること、適性評価に当たって、プライバシーの保護に十分配慮すること、国民の知る権利は十分尊重されるべきものであること、報道又は取材の自由に十分に配慮すること」「思想、信条及び信教並びに適法な政治活動、市民活動及び労働組合の活動について調査してはならない。仮に、調査の過程で関係しない情報を取得した場合には、記録してはならない<sup>注7)</sup>」となっているが、必ずしもこれが担保されているわけではない。重要経済安保情報の場合「監視委員会」の具体化に注意が必要である。

「重要経済安保情報の範囲」、「重要経済基盤保護情報」、「秘匿の必要性」が法案審議の過程でもしばしば問題になったが、範囲については「特秘法」とシームレスに検討するという一方で、「特秘法」の「運用基準」の見直しの可能性もあり注意が必要である。また重要経済安保情報の保護・管理・指定・解除については「国家として厳格に保全すべき情報に限定すべき」としつつも「情報の範囲については、各省庁の検討内容を踏まえて検討したほうが効率的かと思う<sup>注8)</sup>」と「準備委員会」の提案待ちとなっている。範囲等の基準が予見可能性のあるものなのか、はたまた行政側の恣意的な判断を許すものなのか、見極めが必要である。

### 2) 独立公文書管理監による検証・監察について

これを機会に管理監をサポートする情報保全監察室の増員強化、職員のノーリターン性の導入（職員が他の省庁に転出することがなく、他の省庁に付度せず職員が、仕事ができるシステム）、職員の秘密保持基準の明確化などが求められる。

### 3) 適性評価・調査、目的外利用の禁止について

政府の秘密情報を漏らすおそれのない人物であるか否かを探るとすれば、内心の自由まで踏み込んで調査する適性評価・調査では、すでに指摘したように、プライバシーの保護、基本的人権の遵守が求められ、それを担保する措置の具体的提案が不可欠である。評価の結果の通知（その内容について詳細に通知するのか、内容は示さず結果だけ示すのかの議論が不可欠、調査期間が長期にわたる場合の対象者への配慮も不可欠）は対象者以外に事業者のどの範囲に通知されるのか。不採用の場合、配置転換、退職などの不利益をこうむることのない配慮が不可欠である。また労働契約にこの問題をどう盛り込むかの検討が不可決であろう。

個人情報の目的外使用などに対して、厳しい監視機関の設置が求められる。この問題は法案審議中、もっとも強い関心をもたれた問題でもある。第1回資料3の問題整理でも、適性評価（調査を含む）の具体的な業務の在り方、特に内閣府が膨大な調査対象者の個人情報や企業の営業秘密にまで踏み込む各種情報の一手集約は前代未聞で、その厳しい情報管理や目的外利用の禁止が厳に担保されなければならない、掛け声だけに終わらせない手当が求められる。

**①評価対象者の範囲：**適合事業者（「我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの」経済安保秘密保護法第10条）が提出する従業者の適性評価対象者名簿に記載することを拒否する従業者にその理由を問わないこと、そのことで労働契約違反のないこと、不利益を受けない措置が徹底されることが求められる。また適合事業者がその資格を失った場合、SC取得者の扱いはどのようになるのかなど、詳細について注意がもたれる。

評価対象者の同僚、上司等もSCを取得することになるのか、その範囲は職場任せの判断ではなく、基準が提示される必要がある。

**②個人情報の取扱い：**評価結果の情報は本人以外にどの範囲まで開示されるのか、SCでなくなった

時、内閣府が管理する情報は削除されるのか、公文書管理との関係で基準は明確にされる必要がある。

**③適性評価後の事情変更：**SC取得者の自己申告制となっているが、うっかりした申告忘れもある、そうしたチェックと称して、SC取得者を常時監視するシステムが作動する危険を回避する手立てが必要。

**④苦情の申出の取扱い：**「苦情」という表現がそもそも問題である。通常は「異議申し立て」「不服申し立て」であるが行政機関の長への申立てでは、内々の措置となる。申立者が不利な扱いを受けることがないように措置とは何か。特に申し立ての相手が、調査をした内閣府の場合、調査についてどこまで開示するのか、評価を下した行政機関の長はその根拠をどこまで開示するのか、統一的な基準が示されるべきである。

「行政機関の長や適合事業者は、苦情をしたことを理由として、解雇、減給、降格、懲戒処分、自宅待機命令、不利益な配置の変更、労働契約内容の変更の強要、昇進又は昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと、専ら雑務に従事させるなど就業環境を害することなどの不利益な取扱いをしてはならない」（第2回資料2）

**⑤目的外利用の禁止（評価対象者の保護）を担保するための方策：**これまでも指摘したように評価対象者の個人情報、企業情報が目的外に使用されないために、審査・監視し、違反者を厳しく罰することが不可欠である。

**⑥クリアランス保有者であることの対外的な証明：**Need-to-Know（その情報を必要とする者に限る）の範囲で証明が出されるものと理解されるが、外交上の問題であり、明確な基準が求められる。

### 4) 適合事業者の認定

**①適合事業者の認定の具体的な業務フロー：**対象事業者の同意確認の方法の明確化、不同意の場合、適合事業者と経営上の格差が生じはしないか危惧される。秘密保持契約書の記載について標準的な内容を示すべきである。特に事業者の設備、設備投資計画、AI機器類、プログラム等の報告内容について一定の基準を明示し、事業者に予測不可能な事項がないような業務フローが組まれるべきで

ある。

②**適合事業者の認定基準**：広範な事業者におよばない限定的基準が求められる。

③**適合事業者との契約に盛り込むべき事項**：従来の秘密保持契約書との違いの明確化、営業秘密に属する事項の届け出の強制はしてはならない。また事業者内のどのレベルまでが守秘義務を求められるのか基準を示すべきである。さらに事情変更の自己申告制の説明が不可欠。

④**適合性認定後の事情変更があった場合の取扱い**：自己申告制を基本とし、監視機関の常時監視を禁止する。

## 5) その他

関係省庁や適合事業者に対する研修など：過度の負担にならない配慮が求められる。

注1)「経済安保秘密法」の問題点は拙著「経済施策

に隠された軍事用途の‘経済安保秘密保護法’』（『月刊全労連』2024.9）を参照されたい。

注2) 第1回会議資料1「重要経済安保情報保護活用諮問会議の開催について」令和6年6月10日、内閣総理大臣決定。

注3) 注2に同じ。

注4)「諮問会議」第1回議事要旨

注5)

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/tml/statics/shiryo/r4annualreport\\_1-0-0.pdf/\\$File/r4annualreport\\_1-0-0.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/tml/statics/shiryo/r4annualreport_1-0-0.pdf/$File/r4annualreport_1-0-0.pdf)

注6)第2回資料2「適性評価」令和6年7月31日、内閣府。

注7)「特定秘密保護法 統一的な運用基準 説明資料」

注8)「第1回会議の議論の整理（主なポイント）」（第2回諮問会議、7月31日資料1）。

（次号につづく）

## 8兆5389億円の大軍拡予算、研究開発費も総額6596億円

【防衛省概算要求概要「防衛力抜本的強化の進捗と予算」p.34より】

[https://www.mod.go.jp/j/budget/yosan\\_gaiyo/2024/yosan\\_20240830.pdf](https://www.mod.go.jp/j/budget/yosan_gaiyo/2024/yosan_20240830.pdf)

安全保障技術研究推進制度予算 今年103億円→来年**143億円**要求

ブレークスルー研究**102億円→252億円**（戦い方を大きく変える技術の創出）

橋渡し研究**187億円→185億円**（安全保障技術研究推進制度をはじめ政府の科学技術投資による研究や民生分野の成果を防衛用途に取り込むための橋渡し研究）

### ▶防衛省が重点的に進める研究

潜水艦に搭載可能な垂直誘導弾発射システム(VLS)の研究(300億円)、極超音速誘導弾開発(592億円) 中距離地对空誘導弾開発(137億円)、ドローン・スウォーム攻撃等に対処するレーザーシステムの研究(191億円) 及び高出力マイクロ波(HPM)に関する研究(8億円)、無人機用ネットワーク戦闘システムの研究(38億円)、次期戦闘機開発(1127億円)、次期戦闘機と関連する無人機研究(129億円)、中距離空対空誘導弾の開発(59億円)、次世代防衛技術実証衛星の開発(97億円)、等。

### ▶将来の新たな戦い方を創出する防衛イノベーションを実現

技術の差が戦いの勝敗を決することから、将来の技術的優位を確保し、他国に先駆け先進的な能力を実現する。防衛関連企業、スタートアップ企業や**国内の研究機関・学術界等との連携により、先端技術研究の成果を防衛装備品の研究開発に積極的に取り込み早期装備化を推進。**

### 軍学共同反対連絡会

共同代表：池内了・野田隆三郎・大野義一郎

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に【軍学共同反対連絡会】と明記してください。

小寺 ([pokojpeace@gmail.com](mailto:pokojpeace@gmail.com)) 赤井 ([ja86311akai@gmail.com](mailto:ja86311akai@gmail.com))